

危惧される南海地震対策に

木造住宅耐震診断を受診 しませんか

今後30年以内に発生する確率が60%程度と予想されている南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施します。

【対象となる住宅】

- 小松島市内の次の要件を満たす木造住宅が対象となります。
- ①昭和56年5月31日以前に着工した住宅
 - ②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法や2×4工法は除く）
 - ③地上3階までの住宅（併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含みます）
 - ④現在、居住している住宅

【申込できる方】

- ①診断を希望する住宅の所有者（共同住宅や長屋などの場合には、居住者全員の同意が必要）
- ②平成21年度分までの固定資産税を完納していること。

【申込受付期間】

平成22年4月12日（月）から11月30日（火）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

【募集戸数】

120戸程度（申込先着順）を予定しています。

【自己負担金】

一戸建ての場合は、3,000円。共同住宅などのような二戸建て以上の場合、6,000円が必要です。

【申込方法】

市住宅課までお越しください。その住宅が耐震診断の対象となるかどうかを確認いたしますので、「建築時期のわかるもの」として、建物の登記簿謄本または建築確認通知書がある方は、お持ちください。印鑑も必要です。

耐震診断がおわったら耐震改修工事に補助金を交付

市内にある旧基準木造住宅の耐震改修工事をする方に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助します。また、同時に行うリフォーム工事も補助制度があります。

【補助対象】 小松島市が徳島県木造住宅耐震診断・耐震改修マニュアルに基づいて実施する耐震診断（上記の記事参考）を受け、総合判定が0・7未満と判定された住宅の耐震改修工事（建て替えは、該当しません）

【申込受付期間】 平成22年4月12日（月）から11月12日（金）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

【募集戸数】 10戸（原則として申込先着順）を予定しています。

【申込方法】 4月12日より申請書類の配布を行いますので、市住宅課まで取りにお越しください。改修計画書、見積書等の添付が必要となりますので、必要書類が整った時点で申請受付となります。なお、平成21年度より、耐震改修工事の施工は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等養成講習会を受講し、登録手続きを完了した方以外は原則できなくなりました。

【補助金の額】 耐震改修工事の施工にかかった経費に相当する金額の2/3以下で、一棟につき60万円を限度とします。また、耐震改修事業を行った方で、90万円を超える工事費を要した場合、または、同時にリフォームを行った場合、さらに、当該工事費の5分の1以内かつ最大20万円（補助対象としては最大100万円）を補助します。

耐震改修工事を行った方には税制支援制度における住宅耐震改修証明書を交付

小松島市が実施している耐震診断を受け、耐震改修工事を行った方は諸要件を満たす場合、住宅耐震改修証明書の交付を受けることができます。この証明書を確定申告の際に添付することにより、耐震改修工事に要した費用の10パーセント相当額（20万円を上限）が所得税から控除されます。

【交付対象】 小松島市が実施する耐震診断（上記の記事参考）を受け、総合判定が1・0未満と判定された木造住宅で、総合評点が1・0以上となる改修工事が行われた住宅。

なお、必要条件、書類等詳しいことについては、市住宅課までお問い合わせください。

木造住宅以外の建築物の南海地震対策に

民間建築物の耐震診断改修を補助します！

木造住宅以外の建築物に対し、耐震診断にかかる費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【対象となる建築物】 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅以外の建築物のうち、①特定建築物（病院、マンション等）②地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの③市が緊急一時避難所に指定したもの※ただし、改修補助は小松島市の民間建築物の耐震診断補助を受けたもの

【申込できる方】 診断を希望する建築物の所有者で、平成21年度分までの固定資産税を完納していること。

【申込受付期間】 平成22年4月12日（月）から9月30日（木）まで（土日祝日を除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

【募集棟数】 診断2棟、改修1棟程度（事前の聞き取り審査後、受付）を予定しています。

【申込方法その他】 建築物が耐震診断の対象になるかを確認しますので、市住宅課までお越しください。また「建築時期がわかるもの」として、建築確認通知書または登記簿謄本がある方は、お持ちください。

お問い合わせは、市住宅課（市役所2階 ☎ 32・2120）まで。